

第1章

自主防災組織とは

この章では、自主防災活動の必要性や
リーダーとしての考え方などについて説明します。
自主防災組織とはどのような役割を担っているのか、
理解を深めます。



1 自主防災組織の必要性

2 自主防災組織の役割

3 自主防災組織とはどんな組織か

4 自主防災組織の運営本部

5 リーダーとして行うべきこと

- (1) 自主防災組織の現状把握
- (2) 地域の状況把握と防災地図の整備
- (3) 自主防災組織の活動目標の設定と計画の策定

6 自主防災組織で行う避難行動要支援者支援

- (1) 要配慮者とは
- (2) 避難行動要支援者の把握
- (3) 情報伝達や避難行動、避難生活の支援
- (4) 要配慮者が参加した防災訓練の実施
- (5) 「福祉避難所」について

7 様々な人がともに支え助け合う防災体制

- (1) みんなが安心して過ごせる避難所運営のポイント
- (2) 方針決定に女性も参画できる自主防災組織づくりのポイント
- (3) 地域のみんなが参加する防災訓練のポイント

① 自主防災組織とは

1 自主防災組織の必要性

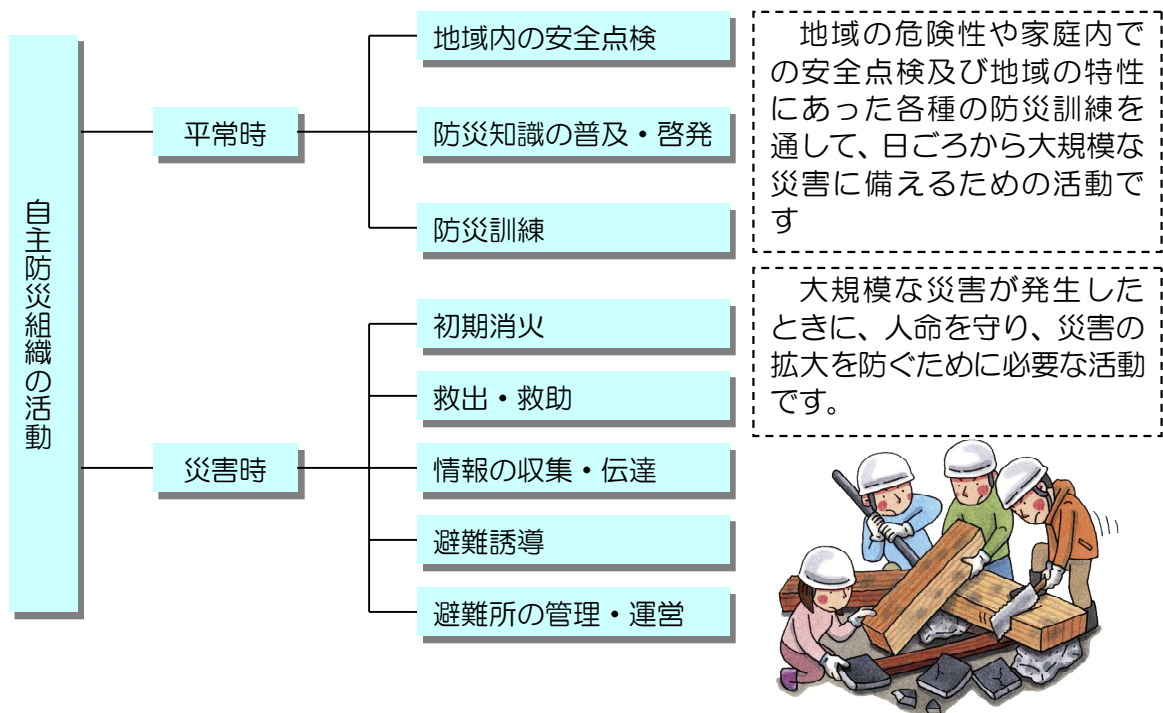
東海地震を含む南海トラフの巨大地震、風水害等から自分や家族の命を守るためには、さまざまな被害の発生に備え、普段から十分な対策を講じておかななくてはなりません。しかし、ひとたび大地震が発生すると、災害の拡大を防ぐためには、危険や困難を伴う場合があるなど、個人や家族の力だけでは限界があります。このような時、毎日顔を合わせている隣近所の人達が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むことが必要です。

災害発生時はもちろん、日ごろから地域の皆さんと一緒に防災活動に取り組むための組織、これが「**自主防災組織**」です。

事 例
「阪神・淡路大震災」や「東日本大震災」では、道路・鉄道・電気・ガス等都市基盤の崩壊や職員自身の被災から、発災直後は防災関係機関の活動が十分に機能しませんでした。
その一方で、隣近所の多くの人々が協力し合い、救助活動に参加して尊い命を守った事例や、近所の中学生などと共に高台へ避難し、津波の被害を免れた事例などが報告されています。

2 自主防災組織の役割

自主防災組織は、大規模な災害が発生した際、地域住民が的確に行動し被害を最小限にするため、日ごろから地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など災害に対する備えを行い、また、実際に災害が発生した際には、初期消火活動、被災者の救出・救助、情報の収集や避難所の運営といった活動を行うなど、非常に重要な役割を担っています。



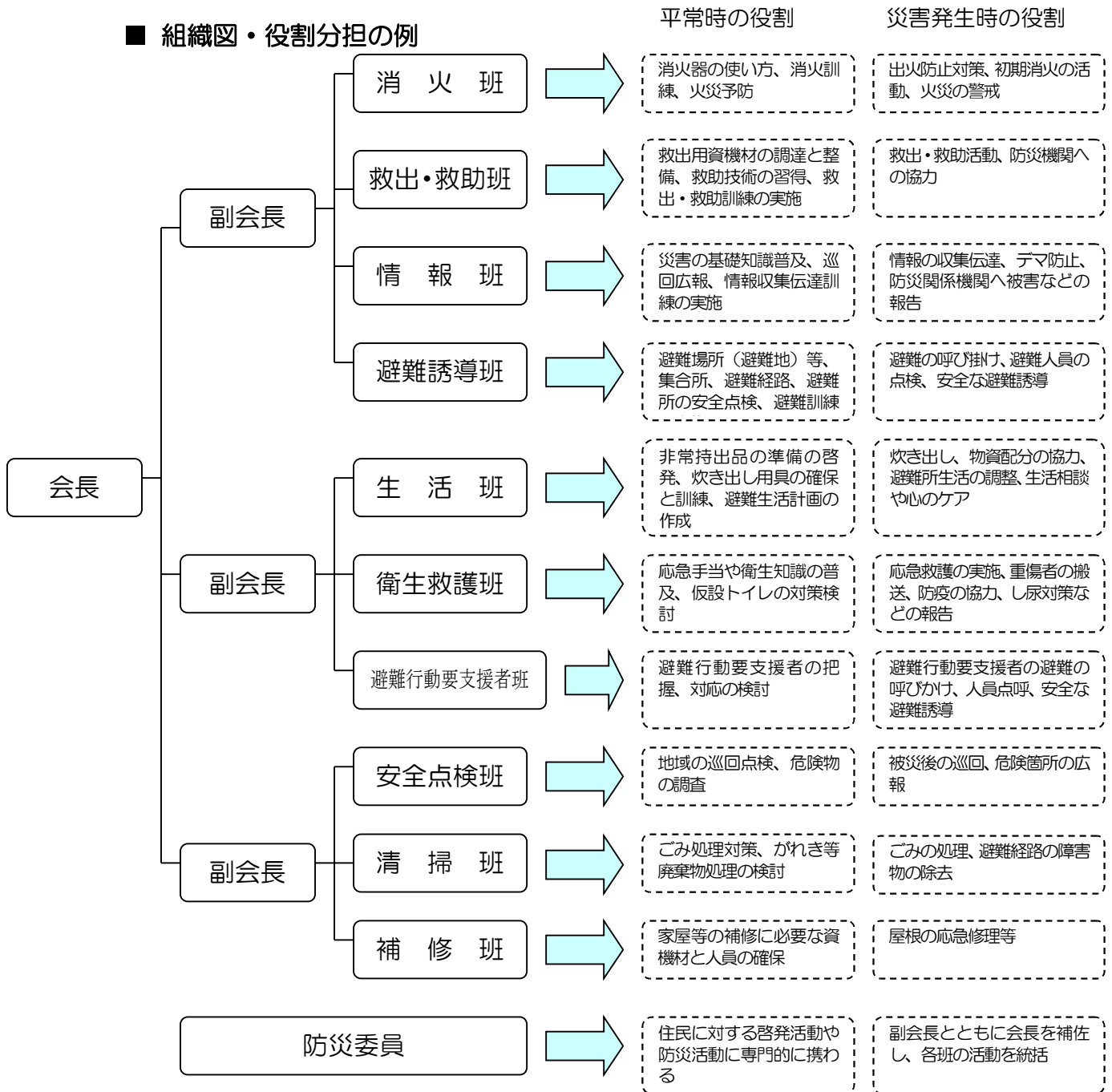
① 自主防災組織とは

3 自主防災組織とはどんな組織か

自主防災組織は、基本的に会長・副会長・防災委員を中心とした組織体制であり、概ね下の図のような役割別の班構成となっています。訓練を通じて必要な見直しを行いながら、地域の実態に応じた適切な組織体制をつくりましょう。

災害時には、臨機応変に弾力的な運用や指揮ができるよう対策を考えておきましょう。

■ 組織図・役割分担の例



班編成にあたりー・人口、世帯数など各地域の実情に応じた班編成を検討してください。

・昼間に災害が発生した場合と夜間に発生した場合の班編成人員をシミュレーションしてください。

① 自主防災組織とは

4 自主防災組織の運営本部

自主防災組織の会長を筆頭に、副会長や各班長、防災委員などの役員で構成する自主防災組織運営本部の体制づくりもしっかり確立しておきましょう。この運営本部は、いざ災害時には、災害対策本部として災害対応の指揮を行います。

平常時、災害時にかかわらず、自主防災組織が機能するかどうかは、本部の力量や裁量に懸かっていると言っても過言ではありません。組織の中核として、本部の役割は極めて大きいものがあります。

男女が、性別にとらわれなくて、能力を十分に発揮することも重要です。このためには、男女の両方がリーダー（役員）になる、仕事別の班分けに、男女とも配置することなど、方針決定に女性が参画できる体制づくりをしましょう。

災害時に会長ほか役員が参集する本部の場所は、あらかじめ定めておく必要があります。できれば、自主防災組織の地域の中央に立地し、十分な耐震性が確保された施設に設定することが求められます。津波や山がけ崩れが予想される地域の場合は、それらの危険がない場所に設定しなければなりません。

また、本部を設置する施設には、非常電源や非常用通信機器類、各種防災関係マニュアル、事務用品、水・食料、簡易トイレなど、災害対応の際に使用する防災用品一式が用意されている必要があります。

本部の場所は、役員だけでなく、自主防災組織のすべての住民に周知されていることも必要です。



男女が共に支え助け合う防災体制づくりに向けて

自主防災組織のリーダーは男女双方が担い、役割分担を決めるに当たっては、男女の役割を固定的に考えないようにしましょう。また、高齢者、障害のある人、子ども・若者、外国人等多様な個人の意見を聞き、自主防災組織の運営に反映させましょう。

詳しくは、「男女共同参画の視点からの防災手引書（本冊・ダイジェスト版）」（平成25年6月静岡県男女共同参画課発行）や災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～（令和2年5月内閣府男女共同参画局発行）を御覧ください。

防災手引書は、男女共同参画課のHPからダウンロードできます。

<http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-150/bousaitebikisho.html>

災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～、男女共同参画課のHPからダウンロードできます。

<https://www.gender.go.jp/policy/saigai/fukkou/guideline.html>



① 自主防災組織とは

5 リーダーとして行うべきこと

自主防災組織のリーダーは、自らが防災に関する基本的な知識や技術を身につけるとともに、地域の安全点検、住民に対する防災知識の普及、防災資機材の整備、危険が予想される箇所や自力で避難することが困難な避難行動要支援者の把握、防災訓練の指導などを行い、日ごろから住民の防災意識を高めることに努めます。また、災害発生時には、自主防災組織を適切に指導し、率先して行動することが求められます。

阪神・淡路大震災においては、ひとりの指導者が住民を適切に指導し消火活動を行った結果、延焼をくい止めた例が報告されていることから、リーダーの役割は非常に重要なものといえます。



リーダーの役割(1) 自主防災組織の現状把握

ア 各種台帳の整備・点検

自主防災組織に最低限必要な台帳は、自主防災組織台帳、世帯台帳、人材台帳、避難行動要支援者台帳です。これらの台帳は、「組織内にどのような人がいるのか」「災害時に技術的に活用できる人はいるのか」「特に支援を必要とする人はどこに何人いるのか」などを把握するために重要な台帳となります。

リーダーは常にこうした台帳を更新して「だれが、どこに」いるかの確に認識しておく必要があります。さらに、地域内の団体等（事業所・各種ボランティア団体・女性の会・消防団・青年団・学校・福祉団体等）についても把握し、連携することにより、より組織的な活動ができることとなります。

ただし、これらの台帳については個人情報やプライバシーに関わる事項もありますので、保管の方法については十分注意してください。

① 自主防災組織台帳 (P.139 参照)

組織の世帯数、役員、防災訓練、研修会、講演会等の活動の状況や危険箇所、避難場所（避難地）及び装備品など自主防災組織の概要を年次ごとに記録しておくものです。年次ごとに人数や資機材などを点検の上、見直しが必要で、特に会長の引き継ぎ時には必ず次の会長に理解してもらうことが必要です。

② 世帯台帳 (P.142 参照)

各世帯ごとに、構成員の属性や居場所について記入する台帳です。この台帳は避難場所（避難地）や避難所での世帯人員の確認やケガをした場合の血液型の確認などに活用します。ただし、個人情報やプライバシーに係ると考えられる項目については当事者の了解を得る、若しくは書かなくてもよいこととするなどの配慮が必要です。

③ 人材台帳 (P.143 参照)

災害時の応急救護や救出救助、情報通信などに活用できる資格・技能を持った人材をまとめておく台帳です。

④ 避難行動要支援者台帳 (P.144 参照)

自主防災組織内で介護が必要な人など、地域に在住する避難行動要支援者を把握するための台帳で、事前に避難誘導の担当を決めたり避難場所（避難地）や避難所での対応を考える上でも重要な台帳です。この台帳の作成にあたっては、地区の民生・児童委員の協力も必要となります。また、個人情報やプライバシーの保護については十分注意するようにしてください。

要配慮者とは	……防災施策において特に配慮を要する方です。一般的には高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦などです。
避難行動要支援者とは	……災害時に、自力で避難することが難しく、支援を必要とする方です。

① 自主防災組織とは

イ 防災資機材の整備・点検

自主防災組織に必要とされる防災資機材は概ね下表に示すものとなっています。これはあくまでも目安ですので、地域の実情（津波や山・がけ崩れの危険予想地域か、延焼火災の危険予想地域か、世帯数はどれくらいか等）に応じて何がどれくらい必要なかを検討してください。

次に、自分の地域に何かあるのかを確認し、不足しているもの、新たに必要とされるものがあれば整備するようにしましょう。市町によっては、防災資機材の購入に際し補助制度を設けているところもありますので市町防災担当課に相談してください。

なお、いくら防災資機材が揃っていても、いざというときに使えないのでは意味がありません。日ごろから、作動するための電源（バッテリー）や燃料、補完道具などの保管状況の点検と取り扱い方法の習熟に努めるようにしてください。

■ 自主防災組織の装備基準の参考例 300世帯の場合の目安

区分	品名	数量
情報伝達用 資器材	電池メガホン	3
	簡易無線機	1
初期消火用 資機材	街頭用消火器	10
	街頭用格納庫	10
	バケツ	30
	砂袋	200
	D級可搬ポンプ又は C級可搬ポンプ	2
	ホース乾燥施設	1
救助用資機材	バール	5
	丸太	5
	折畳梯子	3
	のこぎり	5
	掛矢（木づち・トンカチ）	3
	斧	3
	スコップ	10
	つるはし	10
	鍬	10
	もっこ（砂を運ぶ網）	10
	石み（竹でくんだザル）	10
	なた	5
	ペンチ	5
	鉄線はさみ	5
	大ハンマー	3
	片手ハンマー	5
	一輪車	2
	ロープ	2
	ゴムボート	1
	リヤカー	1
	ジャッキ	3
	チェンソー	3

区分	品名	数量
救急用資機材	担架	3
	救急セット	10
避難生活用 資機材	強カライト	6
	標旗・腕章	6
	ロープ	1
	発動発電機	1
	釜（かまど付） 又は移動式炊飯機	3
	鍋	6
	受水槽（1トン）	1
	ろ水機（2トン/h）	1
	テント	
	ビニールシート	100
	井戸	
	燃料	
	仮設トイレ	
	非常用排便収納袋	
	防災用毛布	
	防災倉庫	1
	非常用食料	



一点検を怠らない

- ① 点検の日を定め、定期的、計画的に、施設、設備、資機材を点検する。
- ② 点検要領を定め、誰でも適正に必要な点検ができるようにする。
- ③ 点検は一部の人にまかせず、全員が交代でやる。

点検のポイント

- 有効期間の短いもの 電池メガホン、照明具、消火器、救急セット（早めに定期的にとりかえる）
- 有効期間の長いもの バケツ、砂袋、避難用具、救出用具（古くなると使い物にならなくなる）
- 機械類 ポンプ、発電機、ろ水機など（ていねいに手入れをする）

(P.125 参照)

① 自主防災組織とは

ウ 避難生活計画書の整備・点検

災害時には多くの避難者が発生し大混乱となることが予測されます。避難所生活を秩序よく運営するためには、あらかじめ避難生活計画書を作成しておく必要があります。

避難所は複数の自主防災組織が集まって運営することとなります。自主防災組織、自治体、施設管理者で、よく話し合い、協力して避難生活計画書の作成を行うようにしてください。

作成のポイント

- 必要に応じ避難場所（避難地）や避難所を単位として連絡会議等を開催し、情報交換します。
- 組織の状況や防災資機材などの備蓄状況について、自主防災組織相互で情報共有します。
- 自主防災組織間だけでは収集・整理しきれない部分については、市町や施設管理者との情報交換や共同作業の場が必要となります。

(1) 組織の状況

役員名簿

会長	〇〇	〇〇
副会長	〇〇	〇〇
防災委員	〇〇	〇〇
〇〇委員	〇〇	〇〇

組情報

1組	2組	3組
世帯数〇〇	世帯数〇〇	世帯数〇〇
〇人	〇人	〇人
〇〇	〇〇	〇〇

危険予測地或について

津波	山・がけ崩	合計
世帯数〇〇	世帯数〇〇	世帯数〇〇
〇人	〇人	〇人
〇〇	〇〇	〇〇

(2) 防災倉庫の備蓄状況

防災倉庫1	〇〇公園	鍵の管理〇〇
防災倉庫2	〇〇公園	鍵の管理〇〇

防災資機材・防災用品

資材		
備蓄食料	エンジンカッター	2
	ジャッキ	1
	食料	〇食
	水	〇リットル

(3) 防災地図



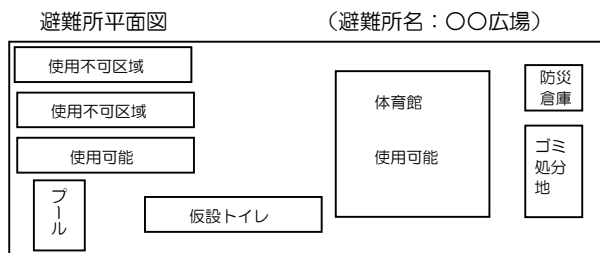
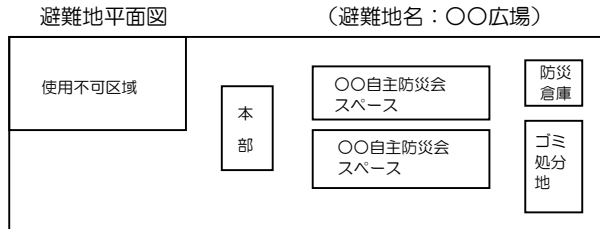
(4) 避難場所（避難地）や避難所

〇〇公民館	〇〇小学校	〇〇中学校
管理責任者 〇〇 〇〇	管理責任者 〇〇 〇〇	管理責任者 〇〇 〇〇
電話 〇〇-〇〇〇〇	電話 〇〇-〇〇〇〇	電話 〇〇-〇〇〇〇
A 自治会 B 自治会	A 自治会 C 自治会	B 自治会 D 自治会
避難地〇 避難所〇	避難地〇 避難所〇	避難地〇 避難所×

津波避難ビル		
〇〇ホテル	〇〇株式会社	〇〇ビル
外階段 有	外階段 無	外階段 有

① 自主防災組織とは

(5) 避難場所（避難地）や避難所のレイアウト



(6) 避難場所（避難地）や避難所の運営組織

	所属	氏名
本部長	〇〇自治会	〇〇 〇〇
副本部長	〇〇自治会	〇〇 〇〇
総務班長	〇〇自治会	〇〇 〇〇

(7) 避難場所（避難地）や避難所周辺の情報

〇〇中学校	電話番号 〇〇-〇〇〇	〇〇町〇〇
〇〇病院	電話番号 〇〇-〇〇〇	〇〇町〇〇
〇〇老人保護施設	電話番号 〇〇-〇〇〇	〇〇町〇〇

(8) 避難後に必要となるもの

避難者と避難状況

- ・ 避難場所（避難地）や避難所に誰がいるのか把握する
- ・ 台帳を活用し安否不者を確認する

氏名	性別	所在地
〇〇 〇〇	男	〇〇町〇〇
〇〇 〇〇	女	〇〇町〇〇

	1組	2組
避難地・避難所の	〇〇世帯	〇〇世帯
人数	〇〇人	〇〇人
内要配慮者	〇人	〇人
知人宅にいる人	〇〇世帯	〇〇世帯
	〇〇人	〇〇人

※防災地図には、避難場所（避難地）、避難所、火災時の一時避難地、広域避難地などの位置、防災倉庫の位置、自主防災組織本部の設置予定地など地区周辺の状況が分かるように作成してください。

※避難場所（避難地）や避難所については、火災や津波の避難先となりうるか、避難可能人数などを必要に応じて作成してください。

※避難場所（避難地）や避難所の運営については、あらかじめ誰が何を担当するか決めておいてください。また、発災後新たに必要となる組織や必要なものを書き込めるようにしておいてください。

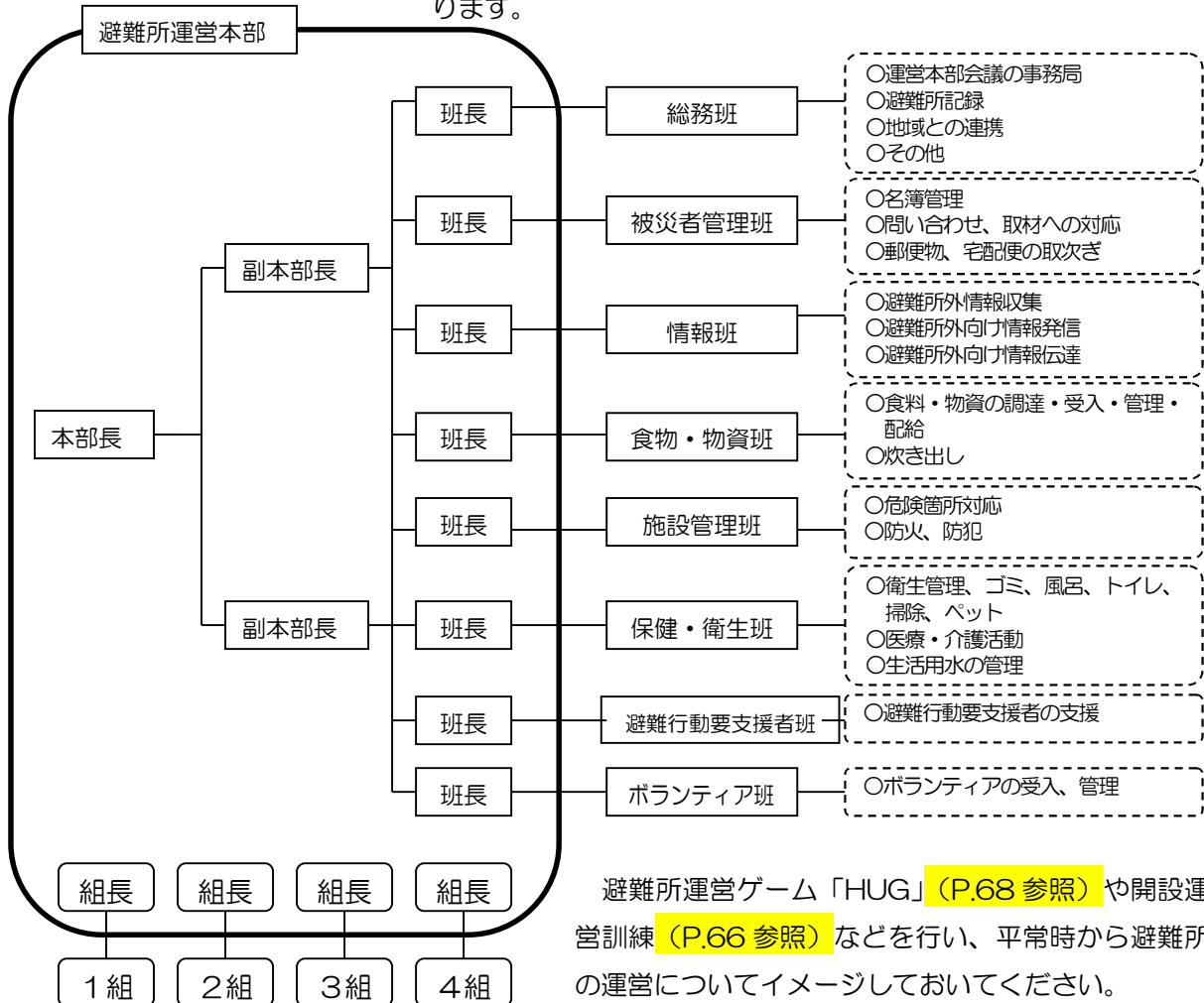
※必要に応じ各地域の実情に即した様式としてください。

※地域の状況により必要な情報については、各組織で検討し、様式の追加をしてください。

① 自主防災組織とは

避難所運営本部の例

自主防災組織の生活班（P.8）（避難所運営を担当する班）を中心に、地域の被災状況に応じて適宜、自主防災組織の災害対策本部が避難所運営本部に移行して、班構成を組み替えることになります。



リーダーの役割(2) 地域の状況把握と防災地図の整備

ア 地域の安全点検

防災の基本は、まず自分の住む地域にどのような危険や被害があるのか、どんな人が住んでいるのかなど地域の特性を知ることです。次の事項について点検し、地域のことを良く知ることが求められます。また、安全点検結果の周知が大切です。

地理的条件は？

- 地形、地質、水利
- 住宅密集度
- 被害想定に基づく避難の必要性 など

社会的条件は？

- 世帯数、昼夜別人口
- 生活必需品の取り扱い店舗
- 行政の建物や医療機関の位置、所要時間
- 交通手段や通信手段
- 社会福祉施設の有無 など

① 自主防災組織とは

人間関係は？

- 組織内各世帯の家族構成
- 高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊婦など要配慮者の居住状況
- 避難場所（避難地）に避難する世帯、人数
- 親戚等の縁故者に身を寄せる世帯、人数
- 技術、技能のある人（元消防士、元看護師、防災士等）、ボランティア活動経験者等の有無
- 利用可能な建物所有者への協力依頼 など

防災上の危険要因は？

- 地域内にある道路、橋梁の幅
- 非常時における道路使用の可否
- 爆発物、有毒物、可燃物等の集積場所
- 倒壊の恐れのある建物、煙突、塀、自動販売機
- ガラス等落下危険物 など

防災上の安全要因は？

- 井戸、貯水槽等の水源
- 可搬式ポンプ・街頭設置消火器等の資機材設置場所
- 集合所、避難路、避難場所（避難地）、避難所、救護所の場所
- 防災倉庫の場所 など

イ 防災地図の整備・点検

地域内の危険地域や防災施設などを把握したら、その状況を盛り込んだ防災地図を作成します。

防災地図は、その地域の津波や山・がけ崩れなどの危険予想地域、危険な施設・設備、幹線道路、自主防災組織本部、避難所等の各種防災上必要な施設・設備を記入したもので、地域の防災上の課題や対策を把握するのに役立ちます。

また、大きな白地図を囲み議論を交わしながら地図に書き込みをすることで、地域の防災マップができる災害図上訓練[DIG]（ディグ）（P.40 参照）を実施してもよいでしょう。作成した防災地図は、自主防災組織台帳や避難生活計画書に綴るとともに、公民館等への掲示をしましょう。

広域防災地図	5千分の1～1万分の1程度の縮尺の地図に、自分達の自主防災組織の範囲、広域避難地、一次避難地、津波浸水区域等の広域的な表示事項を市町の資料をもとに記載します
自主防災地図	1千分の1～2千5百分の1程度の縮尺の地図に、自主防災組織に属する範囲、自主防災組織本部、防災倉庫、津波避難ビル、消火栓など地域的な事項を現地調査し、記載します

防災マップ

付近の避難場所（避難地）や病院、警察署、消防署、危険箇所などをあらかじめ調べておきましょう。



① 自主防災組織とは

リーダーの役割(3) 自主防災組織の活動目標の設定と計画の策定

自分の自主防災組織の現状を分析し、組織の活動目標や防災訓練、研修会等の計画の策定をすることは、自主防災組織の存在意義に直結する問題です。また、各班の班長などの意識の高揚にも役立ちますので、リーダーシップを発揮し、組織的に取り組む必要があります。

〔中・長期計画〕(例)

(目標)

- 1年目：家庭内対策の徹底・台帳の見直し
- 2年目：各班の行動の明確化
- 3年目：防災資機材の充実

(行動計画)

- 1年目：家庭内対策の徹底
- 4～6月：組長による家具の固定等のアンケート・台帳の見直し
- 7～8月：家庭内対策の講習会の実施
- 9～1月：家庭内の防災対策の実施状況をチェック

〔年間計画〕(例)

- 令和〇年〇月〇日 自主防災会打ち合わせ
- 4月 台帳見直しのための用紙配布
- 5月 家具の固定等アンケート実施
- 6月 台帳の作成
- 7月 班単位の検討会、班単位の課題の研究
- 8月 防災資機材の点検、家庭内対策講習会
総合防災訓練打ち合わせ
- 9月 総合防災訓練
- 10月 地域防災訓練打ち合わせ
- 11月 資機材の点検
- 12月 地域防災訓練
- 1月 防災講演会
- 2月 個別訓練の実施打ち合わせ
- 3月 個別訓練

■ 事業・活動計画策定の流れと留意点

● 班別に計画を検討

1

できるだけ多くのメンバーに参加してもらって意見を出し合い、各班別で検討を行うようにする。各部門別の検討を行うことで、活動の漏れをチェックすることができる。

● 優先順位をつけて検討

2

各班別の意見を相互の関連などを考慮してテーマ別に整理し、項目別に優先順位をつけていく。その際、緊急性、重要性、実現可能性などの基準を立てて、それぞれに検討していくと討議が進めやすい。

● 時間や予算を加味して計画作成

3

テーマ別に整理されたものを、組織の現況をにらみながら、時間的制約、予算などの要素を加味して、活動計画を作成していく。

● 年間重点項目の決定

4

年間活動計画に特徴をもたせるために、年間ごとの重点項目(目玉事業)を決めるのもよい。

リーダーの方が自主防災組織に具体的な指導・助言ができるよう「自主防災組織自己判断・評価カルテ」(県危機管理部または県地震防災センターのHP [\(P.156 参照\)](#))や「自主防災組織(共助)チェックリスト」([P.120 参照](#))を活用してみましょう。

6 自主防災組織で行う要配慮者への支援

地域の方と協力して要配慮者を支援する体制を築きましょう

(1) 要配慮者とは

災害が発生すると、平常時でも様々な支援を必要とする人々（「要配慮者」）にとっては、安全な場所に避難することや避難先での生活を続けることなどに大きな困難が発生します。このような人々も適切な支援があれば、災害を避け、身体や生命の安全を確保することができます。そのために、地域の人たちの思いやりと支援が求められています。

ポイント

要配慮者の支援は日ごろから顔の見える関係にある方々が連携して行うため、民生・児童委員や社会福祉協議会など福祉関係者との連携が必要です。

(2) 避難行動要支援者の把握（※「避難行動要支援者台帳」(P.144 参照)）。

自主防災組織では「避難行動要支援者台帳」を整備します。
いざ発災という時に、避難行動要支援者の安否確認、避難支援等が確実にできるよう、地域であらかじめ要支援者の所在を把握しておく必要があります。

ポイント

避難行動要支援者は避難等に時間がかかることもあります。

事前にどのような支援が必要か話し合い、迅速に支援できる体制をつくるのが大切です。

(3) 情報伝達や避難行動、避難生活の支援

- ① 南海トラフ地震に関連する情報、発災後の情報など、災害に関係する情報が確実に伝達されるよう配慮が必要です。例えば、聴覚障害のある人には、直接連絡する担当者を決めるなど音声以外の伝達方法が必要です。
- ② 避難行動要支援者は、事前に誰が避難場所（避難地）や避難所までの避難を支援するのか検討しておくことが大切です。
- ③ 避難場所（避難地）・避難所では、要配慮者が少しでも生活しやすい場所に配慮してください。必要に応じて要配慮者のための生活用品等の備蓄も必要です。
情報を伝達する際には、視聴覚障害のある人にも確実に情報が伝わるよう、放送と掲示板の併用や声かけをするなど複数の手段を確保することが大切です。

(4) 要配慮者が参加した防災訓練の実施

災害時に力を発揮するのは、日ごろからの地域のつながりです。要配慮者やその家族の方に、積極的に地域防災訓練に参加してもらいましょう。

(5) 「福祉避難所」について

市町では、要配慮者のための避難所として、医療的ケアなど、特に支援が必要な人が避難する場所を検討しています。あらかじめ「福祉避難所」を指定している場合がありますので、利用方法や避難の手順などを確認しておきましょう。

ポイント

福祉避難所とは、施設がバリアフリー化された老人福祉センターや社会福祉施設など要配慮者に配慮した避難所です。体育館などの避難所と比べ、生活しやすく、介護など支援を受けやすい場所です。

7 様々な人がともに支え助け合う防災体制

これまでの自主防災組織は、責任者の大半が男性でした。防災の活動に女性や子ども・若者が参加しにくい雰囲気もありました。また、女性が自主防災組織に参加していても、重要な決めごとをする場には少ない状況です。一部の男性に防災活動の負担が集中することも問題でした。性別、年代、国籍、障害の有無などにとらわれずに、それぞれが能力を十分に発揮することが、災害に強い地域づくりには欠かせません。また、様々な人が意見が言える工夫が必要です。

(1) みんなが安心して過ごせる避難所運営のポイント

- ① 男女両方の運営責任者を配置する。
- ② 役割分担は男女両方で担う。
- ③ 物資担当や給食担当などで男女の両方を配置する。

(2) 方針決定に女性も参画できる自主防災組織づくりのポイント

- ① 男女の両方がリーダー（役員）になる。
- ② 仕事別の班分けに、男女とも配置する。

(3) 地域のみんが参加する防災訓練のポイント

- ① 女性、子供、若者、外国人などにとらわれずに、地域住民が参加しやすいよう工夫する。
- ② 役割を性別で決めない。
- ③ 訓練内容による男女の区別をしない。



[参考資料] 静岡県ホームページ



男女共同参画の視点からの防災



外国人住民のための避難生活ガイドブック



要配慮者を助けよう